

Title	明治初年農家世帯の就業構造：山梨県下4カ村『人別調』の分析(1)
Sub Title	Employment structure of the farm household sector in the early Meiji period : an analysis of the listings of population for four Yamanashi villages (1)
Author	斎藤, 修
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.1 (1985. 4) ,p.14- 32
JaLC DOI	10.14991/001.19850401-0014
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850401-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初年農家世帯の就業構造*

——山梨県下4カ村『人別調』の分析(1)——

斎 藤 修

目 次

はじめに

I データの性格

II 村落経済の概観

III 有業率プロファイルと農家兼業
(以下次号)

は じ め に

経済発展の過程で就業構造が農業部門から工業部門へ、そしてサービス業部門へとシフトしていくことは、ペティ＝クラークの法則として周知の事実である。その場合、発展の初期局面に焦点を絞れば、農業が工業部門への労働力供給部門として位置づけられることになる。しかし、これを農村から都市工業部門への、地理的な移動を伴った労働力配分の変化と解釈し、現実の歴史的プロセスに当てはめようとすると、実際には多くの問題が生ずる。工業化開始直前の農村にはしばしば少からぬ非農業的経済活動が存在し、それらが農家の副業という形態で営まれていたからである。農家兼業は農村内部で目立たない形で、「ごく静穏に」進行していたと考えられる労働供給の表現であり、その点を無視して労働力の部門間配分を云々することは「著しくミスリーディング」なのである。⁽¹⁾

工業化初期局面で農家兼業が一般的であったことは、わが国の場合も同様である。明治初年の農家兼業率が驚くべきレベルにあったことは、1882(明治15)年に刊行された『明治十二年甲斐国現

* 本稿は、筆者が本大学在職中に慶應義塾学事振興資金および文部省科学研究費より援助をうけて行った研究の成果である。その研究は数年前にはほぼ完了していたが、筆者の個人的事情のために、成果の公表が今日まで遅延したことを関係各位にお詫びする。本稿の骨子は、1981年9月にノース・カロライナ大学で行われた The Tokugawa-Meiji Transition Project, Workshop II および同月の一橋大学経済研究所におけるセミナーで報告、そこで討議から裨益を受けた。また、資料の閲覧にあたっては山梨県東八代郡八代町役場の渡辺行祥氏のお世話になり、その複写・整理・電算機によるデータ処理の段階では茂木潤一、尾川丈一、腰川充敏の三君より協力を得た。これらの方々および上記セミナーの参加者に感謝の意を表したい。

注(1) 梅村(1962), 30頁、および梅村(1980), 9頁。

明治初年農家世帯の就業構造(1)

在人別調⁽²⁾によって梅村又次がつとに指摘していた点であった。この観察は養蚕・製糸業の盛んであった県にかんするものであったから、工業活動兼業率が「やや例外的」に高く出ている点は考慮しなければならないが、全体として、明治年間に農民の兼業化が進んでいたということは他地域のデータ⁽³⁾からも確認されている。

この観察事実を踏まえ、本稿ではさらに一步進んで、農家兼業者の性・婚姻状態別および農家階層別のプロファイルを明らかにする。このうち、性別の兼業率を別とすれば、他の点は公刊された集計データからはわからなかったことであるが、今回、『甲斐国現在人別調』の個票である「家別表」(4カ村分)を発見したことにより、その解説が可能となった。

以下、次節でこのデータの性格について述べ、それとの関連で問題の特定化を行う。第Ⅱ節では対象とする4カ村の村落経済の概観をし、第Ⅲ節以下で就業構造の検討に入る。そこでは、(1)性・婚姻状態別にみた農家成員が、それぞれどのようなタイプの副業に就業しているか、またその場合に、(2)農家階層の影響はどのように現われるかが、分析の中心となる。資料にあげられている副業は、商工活動のほか、一方では養蚕、他方では家内手工業、さらには農作雇のような雇用労働も含むが、これらタイプ間の相互作用についても併せて検討を行う。とくに、(3)養蚕・商工活動への従事が雇用労働および家内手工業への就業確率にどのような効果をもったかを、農家階層の影響をコントロールした上で吟味する。それによって、労働供給理論の領域では小尾恵一郎のいう「自営業家計の転換法則」、経済史の分野では戦前期の農家経済と就業機構にかんする中村隆英の、農民の兼業化を「ただちに農民の下層部分が賃労働者化するという意味においての農民層の分解と呼んでもよいかといえば、必ずしもそうではないらしい」、それは「むしろ賃労働者化をおくらせる理由にもなる」という示唆⁽⁴⁾に、具体的かつ歴史的な内容を付与することが試みられる。

I データの性格

1879(明治12)年末の『甲斐国現在人別調』(以下『人別調』と略記)は、わが国最初の近代的、本格的な人口調査(センサス)⁽⁵⁾といわれている。本稿の基本データはその個票であるから、その調査がいかなる意味で「近代的」であったのか、すなわちどこまで言葉の正確な意味におけるセンサスであったのかを、以下の議論に必要な限りにおいて知っておく必要があるであろう。

注(2) 梅村(1962), 第6表, 31頁。なお梅村は1980年の論文で同表の再整理を行い、その際「本業が農作で養蚕を兼ねる者」を副業者から外しているので(8頁)、注意されたい。『人別調』で何を農家副業と看なし、何を看なさなかつたかについては、本号29頁を参照。

(3) 中村隆英(1971), 100-107頁。

(4) 小尾(1968/71), 9頁、および中村隆英(1971), 106, 108頁。

(5) たとえば、相原・鶴島(1971), 39頁以下を参照。なお、この『人別調』にかんする書誌解題として細谷(1978)のものがあり、きわめて有用である(345頁以下)。以下の叙述も、それに負うところが大きい。

『人別調』の緒言は次のように記している。「人別ヲ調ブルノ方法」の一つは「人ノ静止スル所ニ就テ一挙シテ同時ニ」調査を行う「人員所静の調」であるが、「此甲斐国人別表ハ即チ人員所静ノ調ニ係ルモノニシテ 其調ハ明治十二年十二月三十一日午後十二時ニ現在セル人員ニ拠ルモノナリ」と。

この短い引用からもわかる通り、杉享二が意図した調査が、今日の国勢調査と基本的に同一の性格をもったものであったことは疑いない。ただそのことの意義と含意を充分理解するためには、それが伝統的な人口統計作成法にたいする杉の批判を意味していたことを知らなければならない。徳川時代の「宗門人別改」制度、明治の戸籍法はともに為政者に人口統計の作成を可能ならしめる制度であったが、いずれも基本台帳に届出にもとづく人員の加除を施した結果を集計するという点で、調査時点を限って全国「同時ニ」「現在セル人員」を「人ノ静止スル所」において把握するセンサスとは根本的に異った方法であった。「是迄ノ戸籍調ハ恰モ古昔ノ系図調ノ如ク先祖ノ死ンダ日ハ何年何月チャ祖父ノ忌日ハ何日ニ当ルゾト無用ノ事」が多く、それでいて「本当ノ戸主ガ何程法律上ノ戸主ガ何程ト區別」できず、その結果、それによる人口集計は不正確となり、人口・世帯・産業の構造の充分な把握が不可能となるというのが、新戸籍制度発足当初以来の杉の批判の要点であり、したがって、戸籍による人口統計作成ということから脱却したという点に、明治12年の『人別調』の革新性があると考えられていたのである。

このようにみてくると、『人別調』から得られる就業統計・労働力統計は、今日の国勢調査から得られるそれと本質的に変りはないと考えてよいようと思われる。けれども、それは本当にそうであろうか。そう考えてデータ処理をしても、問題はないのであろうか。この疑問に答えるためには、『人別調』が実際にどのように実施されたかをみなければならない。

第1の問題は、本当に‘door-to-door’の調査がなされたのかどうかである。この点興味深いのは、杉の下にあって実際に調査を担当した高橋二郎の回顧談である。それによれば、個票である「家別表」への記入は各町村役場における戸籍よりの転記という形でなされ（「下調」と表現されている）、それを杉と7名の政表課員が県下町村を回って——おそらくはサンプルを抜き出して——「点検」したという。すなわち、この『人別調』でも、戸籍依存からの脱却は果されなかったというのが実情なのである。とすればわれわれも『人別調』の統計においてどこまで「本当ノ戸主」と「法律上ノ戸主」とが区別されているか、またそこに示された総人員がどこまで本籍人員と区別された真の

(6) 統計院(1882), 2頁。引用は、総理府統計局(1976), 162頁より。

(7) いざれも、1876(明治9)年9月19日の「正院第五科政表掛会議」における杉の発言。総理府統計局(1973), 465頁より引用。

(8) 高橋(1905/76), 183頁。

(9) 所帶とは何かという点にかんしては、山梨の側でも疑問が生じたようで、北巨摩郡の担当者は17項目の問合せのなかの一つで、「凡そ所帶を指すものは動産不動産を所持するもの 或ひは無縁無産と雖も一家の体裁を成し 或ひは借家又は同居等するも営業上独立を成す者と相心得可然哉」と質している。これにたいする杉の返答は、「所帶とは動

明治初年農家世帯の就業構造(1)

意味での「現在セル人員」であるのか、疑ってかかる必要があるであろう。

後者の問題にかんしていえば、第2に、杉自身も戸籍法による本籍地主義的思考から完全には抜け出していかなかったと思われる節がある。それは寄留者の取扱に現われている。「人別調人 心得並家別表書込雛形」中の「寄留人ヲ調ブル心得」をみると、寄留者であっても「所帶ヲ持タル人」については明確な現住地主義を打ち出しているが、「雇又ハ稼ギ等ノ為メ一国内ニテ同郡又ハ他郡ニ寄留ストイヘドモ出先ニテ所帶ヲ持タザル人ハ尚ホ本籍ニテ取調べ書出スベシ」とされている。⁽¹⁰⁾ いいかえれば、出稼人や住込奉公人などは本籍地で調査されることになり、『人別調』にいう総人員は決して現住総人口ではありえない。杉の部下であった高橋自身が指摘するように、「所帶を成さざる奉公人の類を本地へ入れたれば 欧洲の所謂事実人口にはあらず 結局常住家族的人口と云ふべきもの」であった。⁽¹¹⁾

以上ややたち入ってみてきた『人別調』のセンサスとしての特異性は、これから本稿で行おうとする労働力・就業構造の分析とどのようにかかわっているのであろうか。それは、次の2点に集約できよう。

第1に、「家別票」に記載された就業者数を集計しても、その村全体の現実の就業人口を知りえないという問題が生ずる。他村よりその村へ奉公人などの形態で寄留してきているものがカウントされておらず、他方でその村より他町村へ出稼にいっているものが含まれてしまっているからである。第2に、それとの関連で職業分類上の問題もおこる。『人別調』では、たとえば「農作」と「農作雇」というように、自営業者と雇用労働者とを区別している。しかし、上に述べたような寄留者にかんする特異な取扱いから、その「農作雇」が他村で住込奉公をしているものなのか、あるいは村内で農繁期だけ日雇として働いているものなのかの区別をつけることが不可能となってしまっている。たしかに状況から判断がつくケースはある。たとえば「下作」農家（小作農家）の戸主であって本業が農作、副業が農作雇とあれば、これは農繁期に行う日雇労働のことを意味していようし、また下作農家の二女で児守雇とあれば、（おそらくは他村へ）児守奉公にいっているのであろう。とはいえ、すべての場合についてそのような区分をすることは不可能である。要するに、住込奉公とい

産不動産の有無 或は無棟無産に拘はらず 仮令ひ借家又は他人の家を仕切りて住居する者にても 一家の体裁をなしたる者を云ふ」というものであった。この点にかんするかぎり、杉の発想は明治戸籍制度における「家」から自由であったといえる。この質疑応答は、「第一回国勢調査準備の今日に於て多少の参考ともなれば幸甚し」として『統計学雑誌』に紹介されている（鈴木 1919, 14-16頁）。

注(10) 統計院(1882), 11-12頁。引用は、総理府統計局(1976), 165頁より。

(11) 傍点は引用者。これに続けて高橋は、「本籍及寄留の戸籍帳を基礎としたるものなれば亦止むを得ざることなり」といっているが、奉公人などを現住人口にカウントしないということは杉自身の判断によるものであった。それは、高橋自身が「家別表式及記入例の如きは全く杉課長に命ぜられ小生が起案せるものに係る 但行はれざりしほは家族中へ婢僕等を入れんとせしことなるが 是は遂に純粹の『フヘミリー』と云ふことになれり」と、やや残念そうに記していることからもわかる。実際、先にも引用した明治9年の「政表掛会議」の発言のなかでも、杉は「寄留人ハ荐リニ来往シテ勤ク者ナリ 之ヲ調フルハ難シ 且ツ之ヲ調フルモ事実ニ於テ其益少ナカル可シ」と言い切っていたのである（9月5日；総理府統計局 1973, 448頁）。

う独特の形態での雇用労働がどの位の規模で存在したか、『人別調』からは知りえないものである。

第III節で対象とする4カ村人口の有業率・兼業率などをみると、それらについてはこのような限界があることを注意しておかなければならない。

しかし翻って考えれば、このように特異な書上方式をもつ調査にも利点がある。いま視点を有業人口の規模とその分類から農家世帯構成員の労働供給行動へと移せば、この『人別調』の個票が、類例のない、良質のデータを提供してくれることに気づくであろう。それは、村内居住者の労働供給と村外への出稼者のそれを同時に教えてくれるという点で、農家世帯の労働供給の全貌を示してくれる。しかも世帯の書上げについては現居住主義が貫かれているのであるから、村内に現住する全世帯にかんしてそれがわかるのである。もちろん、一枚一枚の「家別表」記入が戸籍簿に依存せざるをえなかつたという事情から、それらが本当に法律上の「家」から区別された経済単位としての世帯であるかどうか、不明な点が残る。しかし、通常の人口資料では——本籍地主義か現居住主義のどちらかで作成されているので——個人追跡を行わなければ（またそれを可能にするだけの条件がそろっていなければ）知りえないような情報まで、このセンサス・タイプの調査は教えてくれるのである。いずれにしても、農家世帯の労働供給の分析という点では、『人別調』の調査方式の特異性はかえって好都合である。第IV節の分析は、すべてこの視角からなされることになるであろう。

II 村落経済の概観

これから分析の対象とする『人別調』4カ村分の「家別表」データは、いずれも東八代郡八代町役場所蔵の資料である。杉享二らは約11万枚の「家別表」全部を東京に送付させて集計作業を行つたので、これらは下書き兼控書であったと思われる。⁽¹²⁾

八代町は、甲武信ヶ岳に源を発した笛吹川が甲府盆地に入ってしばらくいった左岸にある。4カ村のうち、町役場のおかれている旧南八代村とそれに隣接する北八代村が町の中心に位置し、山つきに岡村、河川氾濫部にかかるところに増田村というよう並んでいる。現在は、ぶどうを主体とした果樹作と米作の地域である。以下、これら4カ村の明治初年における状態を概観しておくことにする。

表1は、1875-76(明治8-9)年の戸口および土地利用を示したものである。戸口は戸籍簿から作

注(12) 資料の表紙は、南八代村の場合「家別表」、北八代村「人別政表」、岡村のは表紙がなく、増田村「人別制表」となっている。「政表」あるいは「制表」が「スタチスチック」の訳語として明治年間に使われた言葉であることはいうまでもないことであろう。なお、岡村と増田村の分には、「戸籍第五号」というように戸籍の文字が記されている。「家別表」が戸籍簿からの転記であったことを示唆していて興味深い。(増田村「家別表」表紙の写真は、斎藤 1980, 25頁に載せてあるので、参照されたい。)先に、これら「家別表」は今回初めて発見されたと記したが、正確にいえばそれは正しくない。『八代町誌』がそれにもとづいて作成された表を載せているからである(八代町 1975, 上巻, 245頁)。ただしそこでは——どういう理由からか——3カ村分しか利用されていない。

明治初年農家世帯の就業構造(1)

表 1 戸口と土地利用、1875-76(明治8-9)年

	南八代	北八代	岡	増田	計
戸 口(明治9年)	(単位:戸)				
本籍戸数	195	181	81	88	545
寄留戸数 ¹⁾	2	4	0	6	12
計	197	185	81	94	557
	(単位:人)				
本籍人口	902	771	399	408	2,580
出寄留人口	19	26	7	27	79
入寄留人口	29	21	0	2	52
現住人口 ²⁾	912	766	392	383	2,453
土 地(明治8年新検段別)	(単位:町)				
田	87.04	75.65	16.79	61.76	241.24
畠	62.94	60.24	45.05	17.25	185.48
宅 地	16.20	14.70	6.17	5.52	42.59
林	1.65	0.62	17.40	1.28	20.95
そ の 他	0.53	0.88	0.81	0.16	2.38
計	168.36	152.09	86.22	85.97	492.64

資料:『山梨県地誌稿』(山梨県立図書館所蔵文書)。

註 1) 出寄留、入寄留の別はないが、本籍人口にたして計をとっているので、入寄留戸数を意味する。

2) 本籍人口ー出寄留+入寄留。

成された数値であろうが、そこからもこれらの村が人口流出も流入もそれほど激しいところではなかったことがわかる。4カ村合計での出寄留率(出寄留者数÷本籍人口)が3.1%、入寄留率(入寄留者数÷現住人口)が2.1%であったから、ネットではわずかながら人口流出地域であった。村毎にみても流入超過を記録していたのは、町役場のあった南八代村のみであった(そこでも入寄留率は3.2%)。ただ、出寄留率3%というのは確かに高い値ではないが、もしこれら流出者の年齢が15歳から30歳の間に集中していたとすれば、その年齢階層の10%強が他出していた計算となり、決して無視できる値とはいえない。4カ村のうち平場で田畠比率の高い増田村では出寄留率6.6%、15-34歳階層の約20%が流出していたと思われることは、注意しておいてよいであろう。

表1下段のパネルは、土地利用の状況を示す。宅地化率が低く、耕地の割合が高いことが読みとれる。田畠比率は4カ村合計で1.30、山梨県全体の値が0.57であるから、県内では水田が多い地帶に属するが、しかし畠地もかなりのウェイトをもっていた。⁽¹³⁾

この点は物産統計からも確かめられる(表2)。1人当りの米產出高は、明らかに山梨県平均よりも高い水準にある。山梨県全体では6.5円であるが、4カ村のそれは約50%高い値となっている。農工の区分でいえば農業を主としており、4カ村内の生糸・縞木綿產出高は取るに知らない額でしかなかった。⁽¹⁴⁾反面、山梨県が幕末開港以降いっそう絹業への傾斜を強めていたという事実は、これら

注 (13) 1882(明治15)年の反別による。中村哲(1968)の付表2より計算。

表2 物産高、1880(明治13)年

物産	東八代郡4カ村				山梨県計	
	A	B	A	B	価額(千円)	1人当たり ⁽¹⁾ (円)
普通農産物						
(1) 米	23,242	8.8	25,851	9.8	2,570	6.5
(2) その他	14,761	5.6	16,464	6.2	2,222	5.6
(3) 小計(1)+(2)	38,003	14.4	42,315	16.0	4,792	12.1
特有農産物						
(4) 養蚕	9,414	3.6	9,925	3.8	1,444	3.6
(5) その他 ⁽²⁾	875	0.3	1,097	0.4	745	1.9
(6) 小計(4)+(5)	10,289	3.9	11,022	4.2	2,189	5.5
工產物						
(7) 生糸	1,361	0.5	1,706	0.6	1,658	4.1
(8) 絹織物	—	—	—	—	512	1.3
(9) 編織物 ⁽³⁾	2,070	0.8	2,277	0.9	85	0.2
(10) 紙類	—	—	—	—	170	0.4
(11) 小計(7)+…+(10)	3,431	1.3	3,983	1.5	2,425	6.1
その他						
(12) 林産、水産、鉱産物	—	—	—	—	29	0.1

資料：『山梨県地誌稿』および『山梨県統計書』。物価データについては下記を参照。

註 1) いざれも『人別調』の人口で除している。

2) 4カ村の場合、実綿、菜種、小梅漬。

3) 4カ村の場合、縞木綿のみ。

4) 4カ村物産(A)は、『地誌稿』所載の東八代郡11カ村(竹居、奈良原、金生、鶴飼、玉田、錦、英、上黒駒、下黒駒、藤之木、祝)平均の価格によって評価した場合。物産(B)は、『県統計書』の価格によって評価した場合である。ただし、(A)においても小梅漬の価格のみは『県統計書』の価格を使っている。

参考までに、利用(または参照)した価格データを下に記す。なお、()内は平均値の算出にあたって使用された村の数である。

(単位：円)

	(i) 東八代郡平均 (N)	(ii) 山梨県	(iii) LTES		(i) 東八代郡平均 (N)	(ii) 山梨県	(iii) LTES
米 [石]	9.98 (11)	11.10	9.46	実綿 [斤]	0.093 (8)	0.119	0.081
大麦 [石]	5.08 (10)	6.05	3.58	真綿 [石]	2.02 (2)	2.76	—
小麦 [石]	8.79 (11)	8.60	6.78	縞木綿 [疋]	2.30 (2)	2.53	—
糯米 [石]	10.75 (9)	11.65	—	菜種 [石]	7.50 (1)	9.93	6.11
大豆 [石]	8.83 (11)	9.60	5.95	桑葉 [斤]	0.028 (9)	0.037	—
そば [石]	5.05 (11)	6.26	2.58	蚕種 [枚]	0.85 (2)	1.41	—
蜀黍 [石]	4.29 (5)	5.04	—	繭 [斤]	0.625 (10)	0.500	0.429
もろこし [石]	4.60 (6)	5.85	—	生糸 [石]	6.27 (8)	7.86	—
				小梅漬 [石]	—	0.76	—

資料 (i)『地誌稿』、東八代郡各戸長より県令宛報告書控。

(ii)『県統計書』、生産価額を生産量で除した値。

(iii) LTES 8、大川ほか(1967)、第12表、168-177頁、生産面の価格である。

明治初年農家世帯の就業構造(1)

4カ村にも反映していた。養蚕一製糸一絹織物という工程のなかで、東八代郡のこの地域は養蚕への特化が顕著であった。ここは米と養蚕の地域だったのである。

1907(明治40)年、杉亨二80歳のとき、時の内閣統計局長花房直三郎は「寿詞」に代えて行った講演のなかで、「甲斐国人別調は封建時代に於ける地方の標本を今日に貽こせるものなり」と述べた。⁽¹⁵⁾たしかにこの4カ村は典型的な農村であった。南八代村を除けば、純粋の農村であったといつてもよい。「家別表」による戸主数は4カ村計で580(うち32の女子戸主を含む)、その82%が——戸主の本業が農作という意味で——農家であった。けれども、この地域を封鎖的小自給自足的^{ペasant}社会の「標本」と考えるなら、それは間違った解釈であろう。農民は兼業という形態で農作以外の活動に従事していた。「特有物産」である養蚕は、村内で生糸・絹織物生産がほとんどみられなかった事実から推して、まったく市場向の生産であったし、米作についてもかなりの程度そうであったにちがいない。⁽¹⁶⁾開港以降の東山地方における目をみはるような産業発展は、この地域にも強い影響を及ぼしていたのである。その影響は何よりも市場経済化という形で現われたのであり、小作人の割合が比較的大きかった(477人の農家戸主のうち220人、46%)⁽¹⁷⁾という事実も、そのひとつの帰結であったと考えられないことはないのである。

III 有業率プロファイルと農家兼業

前節に統いて本節では、東八代郡4カ村における就業状況について概観する。最初に『人別調』における有業者の概念について吟味したあと、4カ村の有業率プロファイルをみることにする。

公表された『人別調』の集計結果表によれば、山梨県全体の就業状態は次の通りであった。(A)

(注)(14) 実綿生産高の記載と『人別調』における「木綿糸取」という記載とは、4カ村すべてについてみられるが、縞木綿の機織は増田村においてのみである。この織物は、『山梨県地誌稿』では「甲府市中ニ輸送ス」とされている。他の3カ村における「木綿糸取」の多くは、したがって——たとえ「自宅ノ用ヲ足スモノ」ということを示す符号がつづられていなくても——自家消費用だったのであろう。なお「自宅ノ用ヲ足スモノ」という概念については、次節の説明を参照。

(15) 花房(1907)、第314号の211頁。

(16) 『地誌稿』の北八代村の項では、「自用ノ外 穀ハ都留郡ニ 蔗ハ甲府市中ヘ輸送ス」と述べられている。増田村についても同様の記述がみられ、米穀と蔗とがこの地域の主要な市場向产品であったことを示している。

(17) 農作を本業とする戸主を分類すれば、次の通りである。ただし、このなかには(世帯を形成していない)法律上の戸主が僅かであろうが含まれている可能性がある。

	男子	女子	計
農作主	18	0	18
直作	94	3	97
直下作	116	1	117
下作	211	9	220
作雇	22	3	25
計	461	16	477

なお、「直作」は自作、「下作」は小作のことである。「主」という概念については、次節の説明をみよ。

「有業者」258,184名, (B)「無業者」136,520名, (C)「職業知レサル者」2,603名, 他に「貸座敷等ノ男女」107名, 「英国人」2名。ここから単純にA ÷ (A+B+C) として有業率を計算すれば, 65%という高率になる。しかし問題は, この「有業者」のうちに, 本当の有業者と看なしてよいかどうか検討を要するカテゴリーが含まれているところにある。それは第1に「一人前ニ足ラサル者」, 第2に「自宅ノ用ヲ足スモノ」, 第3に(農作主というように)職業名の後に「主」という言葉が付された者である。

第1の点について「人別調人心得」は次のようにいう。「一人前トハ自分ノ職業ヲ以テ其身ノ衣食ヲ賄ヒ得ル者ヨリ以上ヲ云フ」「但シ男女十五年以下ニシテ職業ヲナス者アラバ 一人前ニ足ラズトイヘドモ其職業タルコトヲ書スベシ 又十五年以上ニテ……職業アリトイヘドモ一人前ノ働くニ足ラザル者ハ業名ノ肩ニ(足ラズ)ト書スベシ」⁽¹⁸⁾, と。この区別について, 先にも引用した講演のなかで花房直三郎は「此の一人前に足らざる者の中には本業として職業に従事する者の他 副業即ち余業として之に従事する者亦多数なるべし 是等は元来本業有業者の数より控除するを適當とすと雖 今は其の区別を知るに由なきを以て之を包含せる数を以て有業者の数とせざるを得ず」と述べている。⁽¹⁹⁾しかし, この花房の言は当を得ていない。余業であるか否か, 「其身ノ衣食ヲ賄ヒ得ル」だけの稼得ができるか否かでもって, usual status としての有業・無業を判断する必要はないのであり, ここでもそれを控除する必要はない。⁽²⁰⁾

第2の「自宅ノ用ヲ足ス者」については, 次のようにいう。「職業者ニ非ラズトイヘドモ 縫針ヲ為シ機ヲ織リ自宅ノ用ヲ足ス程ノ婦女ハ皆之ヲ書キ載セ 業名ノ肩ニ印ヲ附ケテ本職ノ人ト分ツベシ 肩ヘバ針仕事ナレバ(○針仕事)ト書スルガ如シ」と。⁽²¹⁾しかし『人別調』の集計表では, この区別を必ずしも徹底しなかった。職業分類表ではたしかに区別があり, また「自宅ノ用ヲ足スモノ」の総数も載せられている。しかし年齢別, 「身上ノ有様」(婚姻状態)別の作成がされていないため, これまでその結果表から正確な有業率プロファイルを描くことができなかった。実際, 刊行されている結果をみると, 縫針(針仕事)の場合すべて○印が付けられており, 本職者がいない。先にもみたように, 当時県下に英国人2名, すなわち「私立義塾ニテ英国人ノ寄留一軒」があったが, その英語教師夫人の職業を「○縫針」としてあるところをみると, 無業の主婦には機械的にこのような記載をした可能性すらある。このような問題をもつ○印付「有業者」を控除して再集計を行うためには, 個票にまで遡らなければならないが, ここにも「家別表」データ利用のメリットがある。

注 (18) 統計院(1882), 16頁。引用は, 総理府統計局(1976), 166頁より。

(19) 花房(1907), 第319号の426頁。

(20) ただし, 「一人前ニ足ラサル者」として書上げられた数は少く(『人別調』のいう総有業者の2%), どちらにしても大きな問題が生じないことは事実である。

(21) 統計院(1882), 16頁。引用は, 総理府統計局(1976), 166頁より。

(22) 統計院(1882), 35, 96頁。なお, ○印の付されたものもすべて有業者にカウントすると, 東八代郡4カ村の場合, 60歳未満の女子既婚者(有配偶プラス離死別)は全員有業者となってしまう。

明治初年農家世帯の就業構造(1)

もっとも、「家別表」でもどこまで厳密にこの○印が付されているか問題があろう。この4カ村分の「家別表」をみると、針仕事であっても○印がないケースも少からず存在するのである。杉らは集計にあたって、これらもすべて○印付として計算したわけであるから、本稿でも、針仕事は一切職業と看なさないこととした。○印が付けられていないが実際には「自宅ノ用ヲ足ス」だけだというケースは、他にもあろう。たとえば機織や糸取、とくに後者の場合にその可能性が高い。けれども以下の分析では、○印が「家別表」に記されていないかぎりそれらを有業者に含め、木綿糸取にかんしては別途に考慮することとした。

最後の問題は、「職業者ノ名アリトイヘドモ其实ハ職業ヲナサザル人」で、業名の後に「主」と付けられたものについてである。たとえば「農作主」とは、「耕地持ニシテ自ラ耕作ヲナサズ」、したがって実際の農作には従事していないものである。⁽²⁴⁾ その場合、いわゆる寄生地主のケースもあるであろうが、実際には年少者・高齢者、あるいは親類が法律上の名儀人であるがゆえにそのように記載されることが多いであろう。いずれにしても以下では、このような「……主」も有業者

表 3A 年齢別有業者と有業率：男子

年齢階層	総人数 ¹⁾	有業者 ²⁾	有業者のうち			(1) にたいする%			
			雇用労働	非農・ 非雇用 ³⁾	計 ⁴⁾ (3)+(4)	(2)	(3)	(4)	(5)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
5—9	127	3	1	1	2	2.4	0.8	0.8	1.6
10—14	136	46	8	2	10	33.8	5.9	1.5	7.4
15—19	116	111	19	3	22	95.7	16.4	2.6	19.0
20—24	101	101	16	11	27	100.0	15.8	10.9	26.7
25—29	94	89	4	11	15	94.7	4.3	11.7	16.0
30—34	91	91	2	27	29	100.0	2.2	29.7	31.9
35—39	84	84	5	19	24	100.0	6.0	22.6	28.6
40—44	71	70	5	13	18	98.6	7.0	18.3	25.3
45—49	69	67	3	16	19	97.1	4.3	23.2	27.5
50—54	54	51	1	16	17	94.4	1.9	29.6	31.5
55—59	48	47	4	10	14	97.9	8.3	20.8	29.2
60—64	32	31	2	13	15	96.9	6.3	40.6	46.9
65—69	28	23	0	5	5	82.1	0	17.9	17.9
70+	27	16	0	1	1	59.3	0	3.7	3.7

資料：南八代村、北八代村、岡村、増田村「家別表」(山梨県東八代郡八代町役場所蔵文書)。

註1) 次に該当するものを除く：

- イ) 「年齢知レス」
- ロ) 「職業知レス」
- ハ) 「不具者」

2) ここでは、「自宅ノ用ヲ足スモノ」および「……主」は有業者とみなしていない。

3) これは「非農 or 非雇用労働」ではなく、「非農 and 非雇用労働」である。非農業的職業をもつ自営業従事者に対応する。

4) したがって、この欄は、非農業就業者すべてと農業における雇用労働者を含むことになる。

注 (23) 上記の註 (14) を参照。

(24) 統計院 (1882), 17頁。引用は、総理府統計局 (1976), 166頁より。

表 3B 年齢別有業者と有業率：女子

年齢階層	総人数	有業者	有業者のうち				(1)にたいする%				
			木綿糸取	雇用労働	非農・非雇用	計(3)+(4)+(5)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
5—9	130	3	0	3	0	3	2.3	0	2.3	0	2.3
10—14	117	32	20	6	0	26	27.4	17.1	5.1	0	22.2
15—19	103	83	16	12	19	47	80.6	15.5	11.7	18.4	45.6
20—24	94	89	9	7	12	28	94.7	9.6	7.4	12.8	29.8
25—29	109	99	3	4	12	19	90.8	2.8	3.7	11.0	17.4
30—34	98	93	4	1	2	7	94.9	4.1	1.0	2.0	7.1
35—39	86	78	4	2	3	9	90.7	4.7	2.3	3.5	10.5
40—44	73	70	4	1	8	13	96.9	5.5	1.4	11.0	17.8
45—49	57	53	6	2	0	8	93.0	10.5	3.5	0	14.0
50—54	59	49	6	2	3	11	83.1	10.2	3.4	5.1	18.6
55—59	47	38	6	1	6	13	80.9	12.8	2.1	12.8	27.7
60—64	46	30	12	1	0	13	65.2	26.1	2.2	0	28.3
65—69	51	25	9	1	4	14	49.0	17.6	2.0	7.8	27.5
70+	54	28	16	2	0	18	51.9	29.6	3.7	0	33.3

資料と註：表3Aをみよ。

にはカウントせず、したがって本業のほかに「……主」を兼ねるものでも兼業者とは扱わないこととする。

表3は、以上の点を斟酌し、性別・年齢別に有業率をみたものである。(4カ村分をプールしてある。以下とくに断わらないかぎり、4カ村をあたかも一つのまとまった地域の如く考えて分析を進める。)

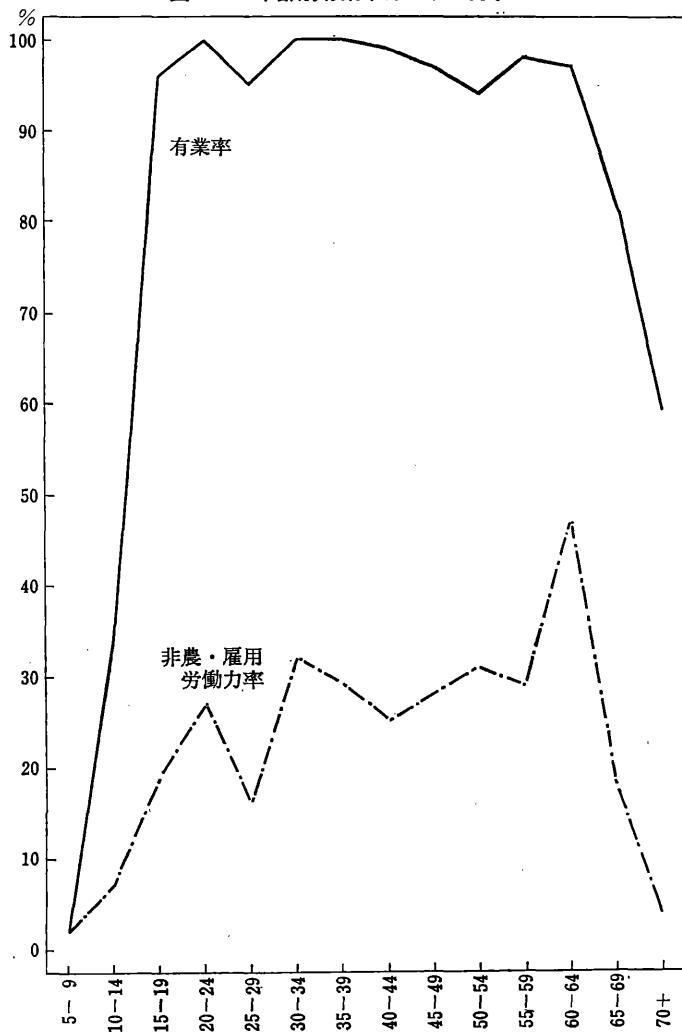
花房は、杉らの作成した有業者の表から「自宅ノ用ヲ足ス者」のみを控除した総計と、それを控除しない年齢別の表とから、「甲斐国の当時に在ては壮年男子の全部殆むど残なく職業に従事せしのみならず 尚其他に女子も、幼者も、老者も多数に職業に従事せり」と結論したが、東八代郡4カ村にかんするより厳密に定義された有業率の性・年齢別プロファイルをみても、その花房の結論は大筋において間違っていないことがわかる(表3および図1)。男子についてみると、10—14歳で32%であった有業率は15—19歳で96%、20—24歳で100%となり、それ以降65歳になるまで95%の水準を割ることがなく、65歳以上となってようやく下がり始める。全体の形状は現在のそれと変わらないが、10歳台と60歳以上における有業率水準の高さが印象的である。これが、就学率の低さと隠居年齢の高さの反映であることはいうまでもない。

女子のプロファイルに眼を転ずると、それが現在のそれと非常に異なっていることがわかる。いわゆるM字型でも片流れ型のカーブでもなく、高原型である。その点では現在の自営業世帯女子にみられるタイプと同じであるが、その「高原」の高さには驚かされる。30歳台、40歳台の有業率が90%を超えているのである。家事労働を除いてもなおこの水準であるということは、女子も男子と

注(25) 花房(1907)、第319号の429頁。

明治初年農家世帯の就業構造(1)

図 1A 年齢別有業率カーブ：男子



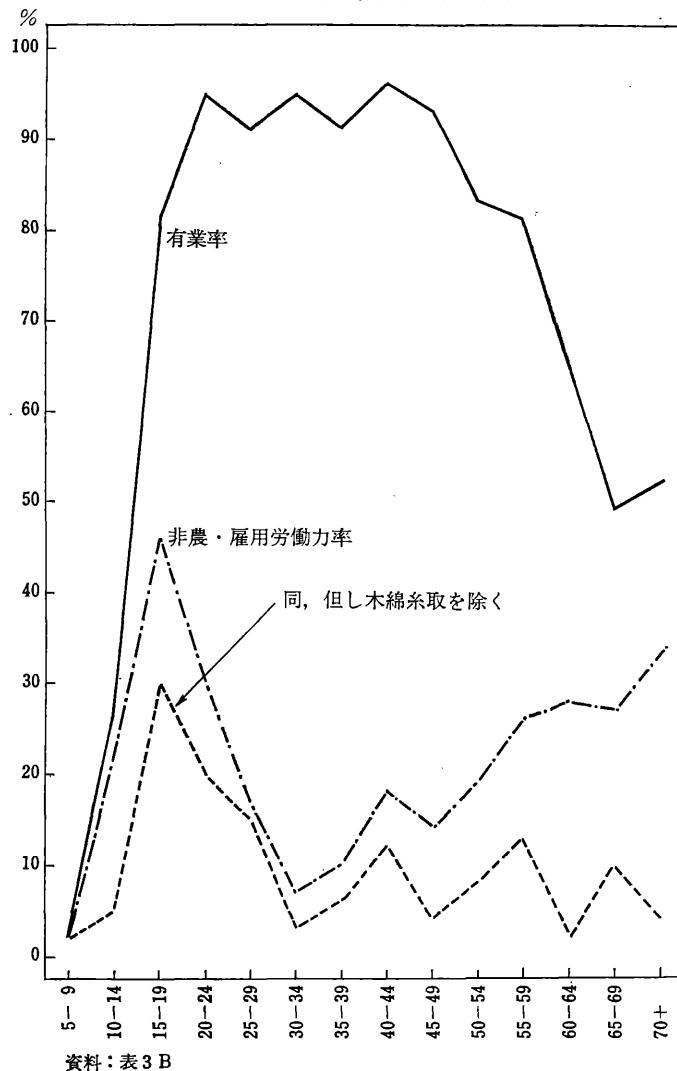
資料：表3 A

同じくほとんど全員就業したといってよいであろう。ただひとつ男子と顕著に違う点は、労働力から抜け出る年齢が10歳以上早いということだけである。⁽²⁶⁾それ以外の点で、基本的パターンは男女とも同一であった。そしてそれは、百年前の農家セクターに特徴的なことであったといってよいであろう。

それでは、雇用労働および非農業就業に焦点をあてると、以上のような有業率カーブにみられる特徴はどのように変わるであろうか。表3と図1はその点をもみている。すなわち、主業としてで

注(26) 花房は「女子は早く業に就き 男子は遅く業を捨つるの傾あり」という（第319号の429頁）が、その前半部分は正しくない。表3 AとBの10-14歳の有業率を比較してみれば、やはり男子のほうがわずかに高いからである。これが、「自宅ノ用ヲ足ス者」を控除したことの影響であることはいうまでもない。

図1B 年齢別有業率カーブ：女子



資料：表3B

あれ副業としてあれ、雇用労働と非農業的職業に従事しているものの総人員にたいする割合を年齢別に描くと、そのカーブの形状は大きく変化する。

(27) 図1中に非農・雇用労働率として描かれているのは、非農業就業者数と農業における雇用労働者数との合計が総人員にたいしてしめる割合である。小農社会における非小農的就業のウェイトを示す指標といえる。グラフから明らかなように、男女ともそのレベルは高くはない。この地域が米と養蚕に特化した純農業村落であったからである。しかしここで興味深いのは、その水準ではなく形状である。それは高原型の有業率カーブとも異なり、また男女間でもはっきりと異なったパター

注(27) ここで「労働率」という表現をしているけれども、それは current activity にもとづいた労働率という意味ではない。この非農・雇用労働率も、もちろん usual status による有業率である。

明治初年農家世帯の就業構造(1)

ンを示している。男子の非農・雇用労働力率は——労働力からの引退が始まる65歳までは——年齢が高くなるとともに上昇してゆく傾向をもつ。これにたいして女子の場合は、15-19歳にピークをもち、30歳台にトラフがきた後ふたたび上昇する形状となっている。ここで女子の「非農」には木綿糸取を含むが、先にも述べた通り、このうちにはかなりの「自宅ノ用ヲ足ス」だけのものが含まれている可能性がある。そこで、木綿糸取を除いたケースもまたグラフに示してみたのが破線のカーブである。それによっても15-19歳のピークとその後の急速な水準低下という点は変わらないが、中年およびそれ以降の上昇傾向が消滅し、全体として右に長く裾をひく片流れ型になっている。そしてこのパターンが、雇用労働力市場が発展した、あるいは発展しつつある社会において、いわゆるM字型が一般化する以前に支配的であった女子有業率のプロファイルであることは、興味深い。⁽²⁸⁾

なおここで注意をしなければならない点は、この片流れ型において、20歳前後のピークから急激に有業率が低下する原因は必ずしも——M字型についていわれているように——結婚と出産ではないということである。19世紀の英国の経験からみるかぎり、結婚直後、あるいは乳幼児しかいないライフサイクル段階の妻のほうが、労働可能年齢に達した子供をもつ母親よりも有業率は高いのである。⁽²⁹⁾ そして、この点は図1Bにおいても看取できることであって、小農社会である東八代郡のこの地域でも、非農・雇用労働力率のトラフは30歳台前半にきている。

表3A-Bでは、さらに雇用労働力率と非農・非雇用労働力率とをわけてみている。その年齢別変化をみると（図示は省略）、次の点が明らかとなる。第1は、雇用労働力率のみをとってみると、男女とも15-19歳あるいは20歳前後にピークをもつ片流れ型になるということである。ピークを形成する年齢では、男女とも未婚者が圧倒的な割合をしめる。そして、「農作雇」と書かれた未婚の男女のうち、少からぬ部分が——第II節で述べたデータの性格からして——他町村あるいは他世帯への住込奉公人であったと想像される。第2に、女子の非農・非雇用労働力率も15-19歳にピークをもつ。ただし、20歳台でもその水準は急速な低下を示さず、中年になってもやや高い値をとる年齢階層が現われる。このカテゴリーに入る職業は機織など家庭内でできる非農業的経済活動なので、既婚者もまた就業可能だからであろう。第3に、同じ非農・非雇用労働力率であっても、男子の場合は異なったパターンを示す。10歳台ではその率はネグリジブルであり、20歳台でも高くはない。そして、30歳以降の水準は明らかに20歳台のそれより高く、ピークは隠居年齢がくる直前の60歳台前半に現われるのである。

このようなファインディングスは、男子の既婚者と女子既婚者および男女の未婚者との間に、農作以外の何に就業するか、何故に就業するかという点にかんして明瞭な相違があったことを示唆す

注 (28) この点は Standing (1978) が示唆している (pp. 16-24を参照。また西川 1980, 12-14頁をもみよ)。なお筆者もかつて、工業化初期段階における英国の女子有業率パターンが片流れ型であること、M字型への移行は戦後になってからのことであることを指摘した (Saito 1979a, 1979b)。

(29) Saito (1979a), Table 4, p. 23; Saito (1979b), pp. 18-23.

表 4A 性・婚姻状態・年齢階層別有業率プロファイル：男子

有業率	有業者のうち下記に就業するものの総人数(N)たいにする%				(N) ¹⁾
	養蚕	雇用労働	非農・非雇用		
未 婚 者	(1)	(2)	(3)	(4)	
5—14歳	18.6	1.1	3.4	1.1	(263)
15歳以上	96.2	9.6	15.8	9.1	(209)
計	53.0	4.9	8.9	4.7	(472)
(10歳以上)	(71.6)	(6.7)	(11.9)	(6.1)	(345)
有配偶者					
35歳未満	97.8	14.1	3.8	18.4	(185)
35—49歳	98.5	14.4	5.4	13.4	(202)
50歳以上	92.3	11.2	2.8	20.3	(143)
計	96.7	13.4	4.2	17.0	(530)
離死別者					
50歳未満	100.0	12.5	0	18.8	(32)
50歳以上	81.4	11.6	2.3	23.3	(43)
計	89.3	12.0	1.3	21.3	(75)

資料：表 3 A に同じ。

註 1) 次に該当するものを除く：

- イ) 「年齢知レス」
- ロ) 「身上〔婚姻状態〕知レス」
- ハ) 「職業知レス」
- 二) 「不具者」

2) 各カテゴリーの説明は、表 3 A の註(2)—(4)を参照。

表 4B 性・婚姻状態・年齢階層別有業率プロファイル：女子

有業率	有業者のうち下記に就業するものの総人数(N)にたいする%				(N) ¹⁾
	養蚕	雇用労働	非農・非雇用		
未 婚 者	(1)	(2)	(3)	(4)	
5—14歳	14.2	1.2	3.7	0	(246)
15歳以上	82.9	29.1	13.7	17.1	(117)
計	36.4	10.2	6.9	5.5	(363)
(10歳以上)	(55.1)	(15.8)	(9.4)	(8.8)	(234)
有配偶者					
35歳未満	93.6	79.7	2.0	6.8	(251)
35—49歳	94.8	79.2	0.6	2.9	(173)
50歳以上	75.7	56.3	1.9	2.9	(103)
計	90.5	75.0	1.5	4.7	(527)
離死別者					
50歳未満	82.9	53.7	8.5	19.5	(82)
50歳以上	60.9	23.2	3.3	6.6	(151)
計	68.7	33.9	5.2	11.2	(233)

資料：表 3 A に同じ。

註 1) 木綿糸取を含まない。

2) その他については、表 3 A の註(2)—(4)、表 4 A の註(1)を参照。

明治初年農家世帯の就業構造(1)

る。表4はその点を、婚姻状態別にさらに分計することによって確かめようとするものである。なお、『人別調』の調査心得では「農ノ名目ニテ專ラ養蚕、牧畜、杣職等ノミヲナス者」を通常の農作人とは区別せよとしている。⁽³⁰⁾ すなわち養蚕を「余業」として扱っているので、表4には、雇用労働・非農業就業と並んで養蚕の欄も加えてある。

ここから第1にわかることは、男女ともに配偶者はほぼ全員就業の状態にあったという点である。男女の有業率プロファイルがともに高原型となる理由は、ここにある。とくに女子の場合に、有配偶者(50歳未満)のほうが未婚者(15歳以上)よりも多数就業しているという事実が、印象的である。次に雇用労働に眼を転ずると、男女とも未婚の若年層に集中していることが確認できる。ただし、既婚者については男女差があり、男子の場合、離死別者より有配偶者のほうが率が高く、女子の場合はその逆である。また、35歳未満のおそらくは乳幼児をもっているであろう妻に、僅かではあるが、しかしネグリジブルとはいえない数の日雇従事者がいることに注意しておきたい。第3に、雇用労働ではない非農業就業についても表3および図1でみたことが確認できる。男子の場合、既婚者の率のほうが未婚者のそれより高く、既婚者のなかでは離死別者のほうが有配偶者よりやや高い。非農・非雇用労働力率が年齢とともに上昇する傾向をもつようにみえたのは、ここに理由があったのである。女子にかんしては、15歳以上の未婚者と50歳未満の離死別者において高い値がみられるが、35歳未満の乳幼児をもつ有配偶者にも少なからぬ就業者がいる。女子のプロファイルが、男子とは違って20歳前後から低下傾向を示すものの、明瞭な片流れ型とはならないのはこのためである。最後に養蚕についてみよう。これは表3および図1からはわからなかった点であるが、なによりもまず、それが女子の仕事であったことが注意を惹く。しかも有配偶者に従事者が多いことが特徴で、50歳以上を除く妻の実に80%が養蚕に携っていた。夫や子供の協力は桑園の管理や四眠の後の作業において欠かせなかったであろうが、養蚕は何よりも主婦の仕事であった。そして、農業のひとつであったにもかかわらず養蚕が「余業」と徳川時代以来考えられていたのも、この事実と無関係ではないであろう。

養蚕のみならず、雇用労働も、商工業も、また家内で行う機織や紡糸などの手工業も、農家にとってはすべて「余業」であった。そこで、実際に2つ以上の業を兼ねるもののがどの位の割合であったのか、またその兼業率は年齢とともにどのように変化したのかを、最後にみることにしよう。

年齢別兼業率を示した表5とそれをグラフ化した図2をみてただちに気がつくことは、兼業率の

注(30) 統計院(1882), 18頁。引用は、総理府統計局(1976), 166頁より。なお農作人については、「穀類、芋、麻、木綿、藍、茶、烟草、漆、楮、蜜柑、葡萄、甘蔗、梅、梨、柿等ヲ作ル者ヲ云フ 右ノ類ハ專テ一種ヲ作ル者ト諸種ヲ兼子作ル者トニ拘ハラズ 皆(農作)ト書スベシ」と、工芸作物栽培や果樹栽培を農家兼業とは看なしていない。

(31) 稀には3つ以上の業を兼ねるものも存在した。これは「……主」も含んでいるが、雑品商/穀商/農作主/質渡世と4つを兼業している例が南八代村でみられる。

(32) この表の女子の欄は、斎藤(1980)の表1(25頁)と同じである。男子については異なった数字となっているが、それは表注に述べたように、(1)「……主」の取扱い、(2)戸長・郡長の取扱いにおける変更によるものである。

表5 年齢別兼業率

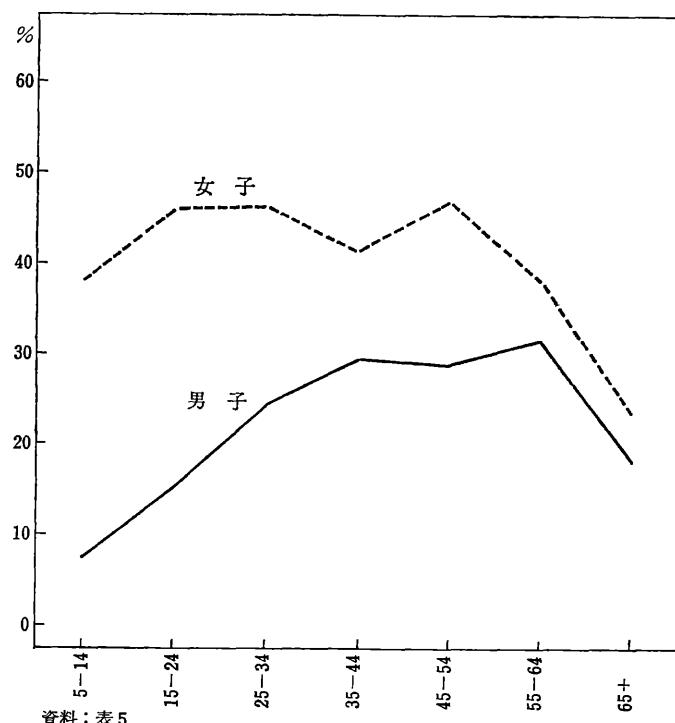
年齢階層	兼業者 ¹⁾ の有業者総数(N)にたいする%			
	男子 ²⁾	(N)	女子	(N)
5-14	7.3	(55)	38.2	(34)
15-24	15.3	(222)	46.0	(187)
25-34	24.5	(188)	46.3	(201)
35-44	29.3	(157)	41.3	(160)
45-54	28.7	(122)	46.7	(105)
55-64	31.3	(83)	38.2	(68)
65+	18.2	(44)	23.6	(55)
計	22.8	(871)	42.7	(810)

資料：表3 Aに同じ。

註 1) 養蚕を兼ねるものを含む。「……主」を兼ねるものは兼業者と看なしていない。

2) 戸長（あるいは郡長）で農作を兼ねるものは兼業者と看なす。ただし、戸長（あるいは郡長）で、農作主を兼ねるものは兼業者として扱わない。

図2 年齢別兼業率カーブ



資料：表5

水準は女子のほうが高いという点であろう。しかしこれは養蚕がカウントされているからで、ここで重要なのは年齢別カーブの形状である。男子兼業率は、図1 Aの非農・雇用労働力率のカーブと近似した形を示している。もう少し正確にいえば、図1 Aのグラフから20歳前後の山を削った形ということになる。20歳前後の山は未婚の雇用労働者——そのかなりの部分は他町村への出稼奉公人であった——によって形づくられていたのであるから、そのことは、男子にとって兼業とはもっぱ

明治初年農家世帯の就業構造(1)

ら既婚者の、したがって実際上は戸主の職業にかかわる事柄であったことを示している。これにたいして女子の兼業率は、15歳から55歳までの間ほぼフラットとなっている。これは、なによりも既婚者における養蚕就業の多さと、他方では未婚者および若い層の有配偶者には、養蚕のほか機織などの家内手工業への従事者も少からず存在したこととの結果であった。

事実、男子兼業者の4分の3が戸主であり、戸主でないものでも5分の3が（離死別者、隠居した戸主の父親を含む）既婚者であった。女子の場合は、有配偶者64%，離死別者20%，未婚者16%で、未婚者の割合が男子よりも高かった。いいかえれば、男子の場合は家業としての兼業だったのであり、これにたいして女子の兼業は——養蚕のように自営業的要素が強い場合のほかは——内職的な色彩が強かったのである。⁽³³⁾ 家業としての兼業と内職的兼業とのひとつの大きな違いは、副業の内容に現われていた。たとえば農家のうち直下作の兼業者が何を副業としていたかをみると、穀商、生糸商、小間物商、雑品商、菓子商、酒屋、水車業、旅籠業、大工、草屋根葺と、実に多様な業名があがってくる（直作・下作についてもみると、このリストはもちろんさらに長くなる）。これにたいして女子の兼業者の場合、農作あるいは養蚕を主業とするケース（98%をしめる）のうち農作／養蚕という組合せが64%，残りは木綿糸取19%，機械11%，その他6%となる。この地域がもし製糸業をももっていたとすると、さらに製糸が加わったであろうが、いずれにしてもそのリストはきわめて単調だったのである。そして、このような内職的副業機会もなく、また養蚕業も存在しないような場合に、女子——ただしその場合にはほとんど未婚のであるが——も男子とともに出稼者の列に加わったのだといえよう。それは個人のレベルでは兼業ではなかったが、農家世帯からみればそれも兼業のひとつの形態だったのである。

引　用　文　献

- 相原茂・斎島龍行（1971）『統計日本経済』、経済学全集28、筑摩書房。
- 花房直三郎（1907）「明治十二年末の甲斐国」『統計集誌』第314、316、319、320、321号、211-222、301-305、425-429、483-498、545-549頁。
- 細谷新治（1978）『明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵篇』上の2、一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター。
- 中村哲（1968）『明治維新の基礎構造』、未来社。
- 中村隆英（1971）『戦前期日本経済成長の分析』、岩波書店。
- 西川俊作（1980）『労働市場』日経文庫511、日本経済新聞社。
- 小尾恵一郎（1968/71）『労働供給の理論』『三田学会雑誌』第61巻1号；西川俊作編『労働市場——リーディングス日本経済論』、日本経済新聞社、3-23頁に再録。
- 大川一司ほか（1967）『物価』、長期経済統計（LTES）8、東洋経済新報社。
- 斎藤修（1980）「近代化前の山梨県」『経済セミナー』9月号（第308号）、22-28頁。

注（33）この区別は、すでに斎藤（1980）、26頁において示唆したものである。

「三田学会雑誌」78巻1号(1985年4月)

- Saito, O. (1979 a). 'Who worked when : life-time profiles of labour force participation in Cardington and Corfe Castle in the late eighteenth and mid-nineteenth centuries', *Local Population Studies*, no. 22, pp. 14-29.
- (1979 b). 'Occupational structure, wages, and age patterns of female labour force participation in England and Wales in the nineteenth century', *Keio Economic Studies*, vol. xvi, nos. 1-2, pp. 17-29.
- 総理府統計局編 (1973). 『総理府統計局百年史資料集成』第1巻, 総記 上, 総理府統計局。
- (1976). 『総理府統計局百年史資料集成』第2巻, 人口 上, 総理府統計局。
- Standing, G. (1978). *Labour force participation and development*, Geneva : International Labour Office.
- 鈴木敬治 (1919). 「山梨県人別調疑解」『統計学雑誌』第393号, 14-16頁。
- 高橋二郎 (1905/76). 「明治十二年末甲斐国現在人別調顛末」『統計学雑誌』第228, 229号; 総理府統計局(1976), 181-191頁に再録 [ただし原論文を「明治38年3月 統計集誌」としているのは誤り]。
- 統計院 (1882). 『甲斐国現在人別調』, 太政官統計院。
- 梅村又次 (1962). 「明治年間における実質賃金と労働の供給」『社会経済史学』第27巻4号, 17-37頁。
- (1980). 「労働力・就業構造」『経済学大辞典』第II巻, 東洋経済新報社, 3-13頁。
- 八代町 (1975). 『八代町誌』上・下, 山梨県東八代郡八代町役場。

(一橋大学経済研究所助教授)